

土壌の環境診断



調査

分析

浄化



自社で全て対応！

業界トップクラスの調査実績

明日への技術と信頼のサービス

TATSUNO

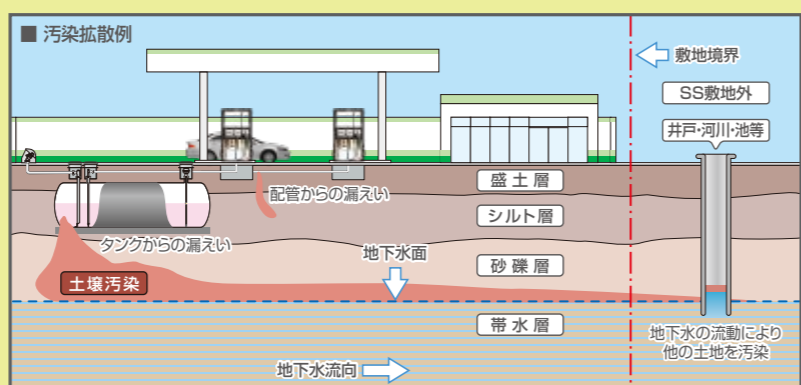
あなたの土地は
調査が必要ですか？

給油所の環境リスク

- ドライブウェイや油水分離槽から油が浸透した・・・
- 過去に漏えいしたことがある・・・
- 漏えい検査管から油臭を感じる・・・

給油所の保守業務に長年携わり蓄積した技術と経験。
それは、油設のプロとして、土壌環境の分野でも活かされています。
自社体制で調査・分析・浄化の対応を行い、石油業界トップの調査実績を誇ります。全国ネットのサポート体制で、最適な処理をご提案いたします。

漏えいした有害物質は知らないうちに拡散します！



- SS等は特定有害物質使用等施設ではありませんが、SS等の廃止時には調査義務が発生する場合があります。(各都道府県条例による)
- 対象の敷地にSS等が存在していた場合は、SS等として使用していた部分に調査命令が出されます。(土壌汚染対策法第4条)
- SS等の周囲の井戸、河川等にベンゼンが確認された場合は、都道府県知事から調査命令が出されます。(土壌汚染対策法第5条)
- タンクからの漏えいがあった場合、消防署及び都道府県環境課に事故報告を行う必要があります。(水質汚濁防止法第14条の二)

スピーディ
&
ローコスト

全国に配備
土壌採取用ボーリングマシンを
全国に7台配備

スムーズ
給油所に精通しているから
行政対応や手続きがスムーズ

確実な対応
13名の土壌汚染調査技術管理者
(社員)による確かな対応

一気通貫
自社設備による分析で
信頼できる測定を迅速に対応

施設の健全性確認はタツノにお任せください!

自社体制で安心のワンストップ

点検

主な点検方法

- 検査管内における油分の有無を検査
- ガス検知器で検査管内のガス濃度を簡易測定
- 法定地下タンク検査で異常が確認された等

上記点検で異常が確認された場合



漏油の検知



可燃性ガスの検知

調査

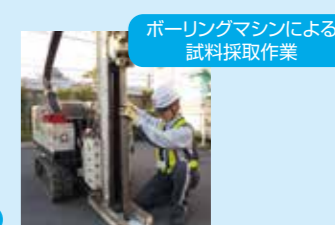
主な調査方法

- 簡易診断調査
- 土壌ガス調査
- ボーリング調査

年間約 700 件以上の調査を実施 (土壌・ガス・地下水)



ガス採取



ボーリングマシンによる
試料採取作業

分析

業界トップクラスの自社分析設備

- 自社にて土壌汚染対策法、水質汚濁防止法の全項目を分析可能
- 自社分析により、スピーディかつコストを抑えた分析を実現

分析の実施 (土壌・ガス・地下水)



TATSUNO Lab (分析室) で実施



浄化

主な浄化方法

- バイオレメディエーション浄化方式
- フェントン浄化方式
- ガス吸引浄化方式
- 地下水浄化方式
- 土壌入替・熱分解方式

特定有害物質や油による汚染土壌を浄化 (営業中の対応も可能)



ポンプによる薬剤注入
薬剤やバイオ製剤の
散布と攪拌

TATSUNO Lab

見学コース常時開設

業界
トップクラス
分析能力

※土壌の油分(GC-FID法)分析における能力



無機機器室

無機前処理室で前処理した検体の測定をします。

無機前処理室

鉄や鉛等の重金属類(無機物質)を測定するために、水や酸に抽出させる処理をします。



有機機器室

有機前処理室で前処理した検体の測定をします。

有機前処理室

油分(TPH)や農薬(有機物質)を測定するために必要な処理をします。



VOC機器室

VOC前処理室で前処理した検体の測定をします。

VOC前処理室

ベンゼン、テトラクロロエチレン等の揮発性有機化合物(VOC)を測定するために、必要な処理をします。



■ 検体を正確に分析するために、工程ごとに区分けした専用ブースにて測定を行っています。

業界トップの調査実績

気がかりなことがありましたら、お気軽にご相談ください

■ 法令や条例により土壌調査が必要



■ このような場合に土壌調査が必要

不動産関係 (土地取引)	調査・診断時期	調査実施を行う要因	調査義務
	給油所新設計画時	土壌汚染対策法 第4条(3,000㎡以上の土地改変時) ※1	法令義務
	給油所改造工事実施時	土壌汚染対策法 第4条(3,000㎡以上の土地改変時) ※2	法令義務
	給油所廃止時	自治体条例により必要です(東京・埼玉・香川・愛知・名古屋など)	条例義務
	土地賃貸借時	定期借地権契約などの契約書の記載に基づく調査	契約調査
土地売却時	法律・条例での規制はありませんが、買主側の要望による調査	自主調査	
リスク管理 (健全維持)	調査・診断時期	調査実施を行う要因	調査義務
	給油所運営中	施設管理の一環で定期診断を実施する給油所が増えています。	自主調査
	給油所賃貸借時	居抜き店舗(付帯設備付)の賃貸時における定期的な診断。	自主調査
M&A時	企業の合併や買収時に不動産価値を算出するために診断。	自主調査	
漏洩発生時 (異常・事故)	調査・診断時期	調査実施を行う要因	調査義務
	定期点検時の異常	定期点検で異常が発見された場合、詳細調査が必要です。	自主調査
	漏洩事故発生時	土壌汚染対策法 第5条に抵触する場合、調査命令による調査 ※3 上記対象外でも所轄消防指導により調査の必要があります。	法令義務 自主調査

※1 土地の一定規模(3,000㎡)以上の形質変更(行政の地歴確認結果により、調査命令が発出されない場合もあります。)

※2 土間コンクリートの撤去時や土壌を敷地外へ搬出する場合も調査対象になる場合があります。

※3 人の健康被害を及ぼす恐れがある場合、都道府県知事から調査命令が発出されます。

万全のメンテサービス網を完備 全国78カ所の直営ネット



⚠ この製品の取扱いについては、製品に添付されている取扱説明書等にしがってください。

●法規改正および製品の改良のため、このカタログに掲載されている仕様・デザインなどは予告なしに変更する場合があります。●写真などは印刷のため商品の色と多少異なる場合があります。

 株式会社 **タツノ**

本社 / 〒108-8520 東京都港区三田三丁目2番6号
☎ 050-9000-0567 ☎ 03-3452-6125

環境事業部 /
〒230-0023 横浜市鶴見区市場西中町10-7
☎ 050-9000-0644 ☎ 045-521-5241

<https://tatsuno-corporation.com>

- 北海道支店 〒060-0009 札幌市中央区北九条西 24-4-15
- 東北支店 〒983-0036 仙台市宮城野区若竹 2-7-32
- 関東支店 〒321-0973 宇都宮市岩曾町 1395-1
- 東京支店 〒230-0023 横浜市鶴見区市場西中町 10-7
- 中部支店 〒461-0040 名古屋市東区矢田 3-2-25
- 関西支店 〒556-0028 大阪市浪速区久保吉 2-2-14
- 中四国支店 〒733-0012 広島市西区中広町 1-2-23
- 九州支店 〒812-0892 福岡市博多区東那珂 3-6-13

(上記のほか、全国に約70カ所の販売拠点がございませう。)

- ☎ 050-9000-0700 ☎ 011-644-1042
- ☎ 050-9000-0690 ☎ 022-236-7782
- ☎ 050-9000-2474 ☎ 028-662-1159
- ☎ 050-9000-0303 ☎ 045-511-2828
- ☎ 050-9000-2345 ☎ 052-721-3165
- ☎ 050-9000-2500 ☎ 06-6567-3303
- ☎ 050-9000-2311 ☎ 082-294-6105
- ☎ 050-9000-0740 ☎ 092-413-6680